

地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の
意見聴取に関する公示

群馬労働局一般公示第4号

群馬地方最低賃金審議会は、群馬県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、群馬県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見及び同審議会でその意見を述べる希望の有無を記載した文書を令和7年7月31日までに、群馬地方最低賃金審議会（前橋市大手町2丁目3番1号群馬労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年7月14日

群馬労働局長 上野 康博

